

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉県監査委員が異議申立人に対し平成13年10月2日付け13千監第123-4号で通知した「千葉県職員措置請求平成13年6月11日」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定において不開示とした公文書のうち、次に掲げる部分について開示すべきである。

- 1 「監査委員会議日程」の請求人の氏名
- 2 「請求人陳述会出席者名簿」の表中6行目から8行目まで
- 3 監査請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名
- 4 千葉県監査委員が監査対象局に行った質問事項のうち、次の部分
  - (1) 財政局
    - ア No. 1の1行目から3行目まで、22行目から25行目まで
    - イ No. 2の9行目及び10行目
  - (2) 市民局 No. 1の1行目から7行目まで、10行目から27行目まで
  - (3) 都市局 No. 1の14行目及び15行目
  - (4) 教育委員会
    - ア No. 1の1行目から5行目まで、16行目から19行目まで
    - イ No. 2の1行目及び2行目
- 5 千葉県職員措置請求に係る回答書のうち、次の部分
  - (1) 財政局
    - ア 財政局1の質問事項欄の1行目から3行目まで、回答欄の全部
    - イ 財政局2の回答欄の1行目から8行目まで
    - ウ 財政局4の質問事項欄の3行目から5行目まで、回答欄の表中6行目から9行目まで、10行目から14行目まで
    - エ 財政局6の質問事項欄の1行目及び2行目、回答欄の1行目から3行目まで
  - (2) 市民局
    - ア No. 1の質問事項欄の1行目及び2行目、回答欄の全部
    - イ No. 2の質問事項欄の1行目から5行目まで、回答欄の1行目から15行目まで
    - ウ No. 3の質問事項欄の3行目から5行目まで、回答欄の21行目から23行目まで

- エ No. 4の質問事項欄の1行目から8行目まで、回答欄の1行目から11行目まで、16行目から22行目まで
- オ No. 5の質問事項欄の1行目から4行目まで、回答欄の5行目から23行目まで
- カ No. 6の質問事項欄の1行目から4行目まで、回答欄の1行目から4行目まで
- (3) 都市局 No. 1の質問事項欄の14行目及び15行目、回答欄の9行目及び10行目
- (4) 教育委員会
- ア No. 1の質問事項欄の1行目から5行目まで、回答欄の1行目及び2行目
- イ No. 2の質問事項欄の10行目から13行目まで、回答欄の13行目及び14行目
- ウ No. 3の質問事項欄の7行目及び8行目、回答欄の7行目
- 6 復命書のうち次の部分
- 仙台市監査委員事務局への出張 2行目から6行目まで、14行目、18行目及び25行目

## 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

### 1 開示請求

異議申立人は、平成13年9月4日、千葉市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、千葉市監査委員に対し、本件公文書の開示請求を行った。

### 2 部分開示決定

千葉市監査委員は、開示請求に対し、本件公文書には条例第7条第2号又は第6号に該当する情報が記録されているとして、次の情報が記録されている部分を不開示とし、その余の部分を開示とする部分開示決定を行い、その旨を平成13年10月2日付け13千監第123-4号で異議申立人に通知した。

- (1) 条例第7条第2号該当（個人情報） 個人の住所・氏名・印影及び配達郵便局名
- (2) 条例第7条第6号該当（事務事業執行情報） 視察先の聴取内容、関係人事情聴取質問事項及びその回答

### 3 異議申立て

異議申立人は、部分開示決定を不服として、平成13年11月30日、千葉市監査委員に対し、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 4 諮問

千葉市監査委員は、平成14年1月16日付け13千監第182号で、条例第19条の規定に基づき、審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

#### (1) 個人情報について

不開示事由に該当するか否かの判断は厳格に判断されなければならない、個人のプライバシーを保護されるべき利益か、実質的に保護に値する正当なものであるか否かを検討するべきであって、字義どおりに特定個人が識別されるか否かで結論し、具体的な主張・立証なく不開示としてはならない。不開示情報が同号ただし書のいずれにも該当しないとの理由では不開示の理由としては不十分であり、不当である。

#### (2) 事務事業執行情報について

関係人事情聴取事項及びその回答は、千葉市職員に対する問い合わせ若しくは依頼及びその回答であることから、積極的に開示すべきであり、また、定期監査報告において過去に公表、開示してきていることから、本件処分において公正な監査業務に支障をきたすことはありえず、不当、不法である。監査委員事務局職員は、市長部局などと通常2～3年で定期的に人事異動している。異動先で前事務局職員が監査を受ける例や、逆に前職場の監査を担当する事例も現実的に行われていることから、ノウハウが千葉市内部では公然化されながら、市民に秘匿しなければならない具体的事例が何か検証されなければ部分開示の理由とはならない。

地方自治体に対する視察内容については、該当の自治体及び視察した千葉市職員の業務の正当性を積極的に開示することこそ公務員の責務を果たすことになり、少なくとも全面墨塗りは不当、不法である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する千葉市監査委員の説明の要旨は、次のとおりである。

##### 1 条例第7条第2号該当性について

請求のあった公文書に記録されている個人の住所・氏名及び印影並びに配達郵便局名は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としたものである。

##### 2 条例第7条第6号該当性について

地方自治法(以下「法」という。)第242条に基づく住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法・不当な行為等の予防・是正を図ることを本来の目的とするものである。

この住民監査請求における監査手法については、監査委員の合理的裁量に委ねられており、監査の実施に係る具体的ノウハウにより必要な調査、情報の収集等を行い、監査結果を公表しているものである。したがって、本件には本来秘匿されるべき性質の監査の実施に係る具体的ノウハウ等に関する事項が記載されており、この情報を開示した場合には監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が第三者の監視、批判の対象となり、監査委員の裁量権の行使が一律化、硬直化する等、法の予定しない事実上の制約が、裁量権の行使に対して加えられ、監査における必要な調査、情報の収集等が困難になる。

また、住民監査請求における関係団体等の監査に対する協力は、法の規定による強制力がないため、あくまでも任意により行われるものである。したがって、監査のために用いるという前提で任意に提供された関係団体等からの回答・入手資料、視察先からの監査に対する協力内容を開示すると、関係団体等が今後行われる監査に対して非協力、消極的姿勢をとるなどの弊害が当然に予想される。情報提供者が監査委員への情報提供を控えるようになることで必要な資料、情報の収集が困難になり、監査に必要な正確な情報が得にくくなってしまう。その結果、調査が遅延して60日以内に監査結果を出すことができなくなるなど、重大な弊害が生じ公正な監査業務に支障をきたすおそれがある。

以上のことから、請求のあった公文書に記載されている「関係人事情聴取質問事項及びその回答、視察先の聴取内容」を不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び千葉市監査委員の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、住民監査請求の審査の一連の過程で千葉市監査委員が取得し、又は作成した文書である。

### 2 本件に関する事実経過について

#### (1) 住民監査請求について

ア 千葉市からの依頼を受けて千葉市土地開発公社は、次の①から③に掲げる事業に供する用地を先行して買収を行った。

① 千葉市稲毛区弥生町1番16の土地を計量検査所用地として

② 千葉市中央区神明町1番26ほか1筆の土地を公園用地として

③ 千葉市中央区末広3丁目19番8ほか2筆の土地を学校用地として

これについて、法第242条に基づき、異議申立人によって平成13年6月11日付けで住民監査請求（以下「本件請求」という。）がなされた。請求の趣旨は、千葉市は、千葉市土地開発公社から土地取得費に利息及び経費を加えた金額で買い戻す義務を負っているにもかかわらずこれを行っておらず、その結果、①の土地については、5,339万円余りの利息が生じ、また、②の土地については、6,604万円余りの利息が生じ、また、③の土地については、1億1,296万円余りの利息が、それぞれ生じているとして、市長等に対して、早急に千葉市土地開発公社からこれらの土地を買い戻して処分するなどの措置を講ずること及び平成12年度に発生した利息相当分の損失の補填を千葉市にさせることを勧告するよう求めるものである。

イ 千葉市監査委員は、速やかに本件請求の審査を行い、要件を具備していることを確認し、本件請求を受理した。

ウ その後、千葉市監査委員事務局職員は、本件請求と類似の事例を扱った仙台市に「視察調査」を行い、帰庁後、監査委員に「復命」を行っている。また、千葉市監査委員は、本件請求の内容審査を行うため、財政局長、市民局長、都市局長及び教育長に対し、「住民監査請求に関する弁明書の提出について」を依頼し、その

後「弁明書」の提出があった。

エ さらに、千葉市監査委員は、監査委員会議の資料として本件請求の監査対象部局の財政局長、市民局長、都市局長及び教育長に「監査資料の作成」を求めたところ、その後「回答」が得られた。一方、千葉市監査委員は、監査請求人に、法第242条第5項(現第6項)の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、当日出席した監査請求人から「請求人陳述会出席者名簿」に住所、氏名の記名及び押印を求めた。また、傍聴者に「陳述会傍聴者名簿」への住所、氏名等の記入を求めた。

オ そして、千葉市監査委員は、審査検討の結果、本件請求が住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当するものとは認められないと判断し、平成13年8月8日付けで本件請求を却下した。なお、この結果は、平成13年9月3日付けの千葉市公報で公表されている。

### 3 条例第7条第2号(個人情報)該当性について

#### (1) 千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報について

千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりである。

- ① 「住民監査請求に係る請求人陳述議事録」の請求人に係る出席者及び発言者の氏名
- ② 「監査委員会議日程」の請求人の氏名
- ③ 「請求人陳述会出席者名簿」の表中N0、住所、氏名及び印鑑の各欄
- ④ 「陳述会傍聴者名簿」の個人の住所、氏名及び印影
- ⑤ 本件請求に係る請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名

#### (2) ①から⑤までの情報の本号該当性について

本号本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしたものである。

本件公文書に記載されている個人に関する情報のうち、②の「監査委員会議の日程」の請求人の氏名は、平成13年9月3日付けの千葉市公報で明らかにされている情報であり、⑤の本件請求に係る請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名は、特定の個人を識別することができるものではなく、また、③の「請求人陳述会出席者名簿」の表中6行目から8行目までは空欄であり、そもそも個

人に関する情報には当たらないので、いずれも本号に該当しないため千葉市監査委員はこれを開示すべきである。

上記以外の情報は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、これらの個人情報、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当せず、かつ、当該個人が公務員等に当たらないことは明らかであることから、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。したがって、これらの情報は本号に該当するため、不開示とした千葉市監査委員の判断は妥当である。

#### 4 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

##### (1) 千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報について

千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりである。

- ① 類似の住民監査請求について監査を実施した仙台市に千葉市監査委員事務局職員が視察した際の聞き取り調査の報告（ただし、1行目の「仙台市監査事務局への出張」の部分を除く。）
- ② 監査対象局に対して行った質問
- ③ 上記②の質問に監査対象である財政局、市民局、都市局及び教育委員会が千葉市監査委員に提出した回答

##### (2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業であって、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めている。

##### (3) ①の本号該当性について

本件公文書は、本件請求が提出された後、千葉市監査委員事務局職員が類似事案を取り扱った仙台市に視察により行った聞き取り調査の報告である。

千葉市監査委員は、視察先の地方公共団体から提供された情報は開示されないことを前提に提供されたものであって、開示することによって視察先の地方公共団体が率直な意見を控えるようになり、今後の監査事務に支障をきたすとして不開示としたものである。

不開示とした情報が監査手続に関する詳細な情報である場合には、視察先の地方公共団体が公にされないことを前提に千葉市監査委員に提供したものと考

えられることから、開示することにより当該地方公共団体との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれがある。しかしながら、提供された情報が抽象的な内容にとどまるものであったり、視察先の地方公共団体が監査結果の公表により明らかにしている情報については、開示したとしても当該地方公共団体との協力関係が直ちに崩れるものではない。

そこで、本件公文書について検討すると、仙台市を視察した復命書のうち2行目から5行目までに記載されている情報は、視察先の地方公共団体が監査結果で明らかにしている情報であり、また、6行目、14行目、18行目及び25行目の視察先に対する質問事項についても、一般的な内容であり、これらの情報を開示したとしても視察先との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれは生じないことから、本号に該当しない。したがって、千葉市監査委員は、これらの情報について開示すべきである。

しかしながら、上記を除く情報は、視察先の地方公共団体が監査結果で明らかにしていない情報である。したがって、これらの情報は、開示することにより、視察先の地方公共団体との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれがあり、本号に該当するため、不開示とした千葉市監査委員の判断は妥当である。

#### (4) ②の本号該当性について

本件公文書は、本件請求の審査を進める上で、監査対象である財政局、市民局、都市局及び教育委員会に対して行った際の質問事項が記載されており、その内容は広範多岐にわたっている。

千葉市監査委員は、当該公文書には本来秘匿とされるべき監査の実施に係る監査のノウハウが記載されており、開示することにより、千葉市監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が第三者の監視・批判の対象となり、千葉市監査委員の裁量権の行使が一律化・硬直化するなど法の予定していない事実上の制約がはたらき、今後の監査の執行に支障が出ると主張している。

本件における質問事項というのは、監査対象局に対する極めて具体的かつ詳細な事情聴取とも捉えられることができるものであって、そのような監査の具体的な手順が明らかにされると今後の監査事務に支障をきたすおそれがあるため、これらの質問事項は原則的には不開示とすべきである。

しかしながら、質問事項のなかには、客観的な事実を確認している情報も含まれている。このような情報は開示したとしても質問全体の監査の手順が損なわれることにはならないので開示すべきである。また、次の(5)で述べる理由により4(1)③の公文書(回答部分)の一部を開示することで、質問事項自体が想定できる内容も含まれている。この場合、その回答から当然に推定され

る質問については不開示とする必要はなく、開示したとしても質問全体の監査の手順が損なわれることにはならない。

このような考え方を基に個々に検討した結果、次のようになる。

財政局への質問事項のうち、No. 1の1行目から3行目まで、22行目から25行目まで、No. 2の9行目及び10行目、市民局への質問事項のうち、No. 1の1行目から7行目まで、10行目から27行目まで、都市局への質問事項のうち、No. 1の14行目及び15行目、教育委員会への質問事項のうち、No. 1の1行目から5行目まで、16行目から19行目まで、No. 2の1行目及び2行目は、客観的な事実を確認した情報であり、また、次の(5)で述べる理由により、上記4(1)③の公文書の回答欄を開示した場合には、当然に質問事項が想定できる情報であるため開示したとしても質問全体の監査の手順が損なわれることにはならない。したがって、これらの情報は本号に該当しないため、千葉市監査委員は、不開示とした情報について開示すべきである。

しかし、その他の質問事項は監査の具体的手順が記載されていると認められるため、これらの情報を不開示とした千葉市監査委員の判断は、妥当である。

#### (5) ③の本号該当性について

次に、③の公文書は、上記②の千葉市監査委員からの質問に対し、監査対象である財政局、市民局、都市局及び教育委員会がそれぞれ回答したものである。この回答書は表形式となっており、左欄には質問事項が、また、右欄には回答が記載されている。

千葉市監査委員は、監査請求における関係人の協力が法の規定による強制力はないことを理由として、開示した場合には今後行う監査において関係人が千葉市監査委員への情報提供を控えるようになることで、監査活動上の協力や、正確な情報が得にくくなり、公正な監査業務に支障をきたすおそれがあるとして不開示としたものである。

そこで、本件公文書の回答内容を検討すると、監査対象局は、千葉市監査委員からの疑義等について、率直かつ明確に応答しており、このように対応することが監査業務上において通例となっていると見ることができる。すなわち、監査対象局は、千葉市監査委員の質問であるからこそ率直に回答したものであり、自ら提供した情報が監査以外の目的に用いられることは予定していないものと考えられる。

したがって、当該公文書を情報公開で開示した場合には今後の監査に対して監査対象局が身構えて回答を控えてしまうおそれがあり、結果として、公正な監査結果を得るために重要な業務とされる監査対象局に対する調査が形骸化してしまうことになりかねず、これらの情報を不開示とすることが相当であると

判断する。

しかし、回答内容のなかで市政情報室などにおいて自由に閲覧することができる市議会の議事録、市の5か年計画書、外郭団体の定款、寄附行為、経営状況報告書等で明らかにされている情報その他客観的な事実確認に関する情報は開示したとしても公正な監査業務に支障が生ずることはないとする。

このような考え方を基に個々に検討した結果、次のようになる。

ア 財政局、市民局、都市局及び教育委員会からの回答書(質問事項欄を除く。)

財政局からの回答書のうち、財政局1の回答、財政局2の回答の1行目から8行目まで、財政局4の回答の表の6行目から9行目まで、10行目から14行目まで、財政局6の回答の1行目から3行目まで、市民局からの回答書のうち、No.1の回答、No.2の回答の1行目から15行目まで、No.3の回答の21行目から23行目まで、No.4の回答の1行目から11行目まで、16行目から22行目まで、No.5の回答の5行目から23行目まで、No.6の回答の1行目から4行目まで、都市局からの回答書のうち、No.1の回答の9行目及び10行目、教育委員会からの回答書のうち、No.1の回答の1行目及び2行目、No.2の回答の13行目及び14行目、No.3の回答の7行目は、市議会の議事録、市の5か年計画書、外郭団体の定款、寄附行為、経営状況報告書等により明らかにされている情報や客観的な事実確認に関する情報である。このような内容であれば開示したとしても、今後の監査に対して監査対象局が身構えて回答を控えてしまうおそれは生じないため、本号に該当しない。したがって、これらの情報については、開示すべきである。

その他の回答は、監査対象局が対外的・公式的回答をしているものではなく、千葉市監査委員により一方的に公開されることはないとの信頼のもとに任意に提供した情報と解すべきであり、仮にこれがすべて開示されることになれば、監査対象局は、次回の監査から開示されることを前提に、形式的な回答を行い監査対象局に対する調査が形骸化するおそれが生じることが想定される。したがって、これらの情報は本号に該当するため、不開示とした千葉市監査委員の判断は、妥当である。

イ 財政局、市民局、都市局及び教育委員会からの回答書(質問事項欄に限る。)

財政局、市民局、都市局及び教育委員会からの回答書のうち質問事項欄については、上記(4)のところで判断したとおりである。

## 5 審査会委員の回避について

本件事案の審査に関し、平成14年9月30日で審査会委員の任期が満了した川野辺委員から、住民監査請求から発展した住民訴訟について、弁護士として関与し

た経緯があるので、本件事案の審査に加わることにについて回避したい旨の申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという川野辺委員からの申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、川野辺委員は、任期期間中に本件事案の審査を行った第49回から第51回までの審議に関与していない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成14年1月16日	諮問書の受理
平成14年3月8日	実施機関から理由説明書を受理
平成14年5月15日	審議（第49回審査会）
平成14年6月28日	異議申立人から意見書を受理
平成14年7月1日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第50回審査会）
平成14年8月19日	異議申立人から意見を聴取（第51回審査会）
平成14年10月7日	審議（第52回審査会）
平成15年9月25日	審議（第62回審査会）
平成15年10月22日	審議（第63回審査会）
平成15年11月17日	審議（第64回審査会）
平成15年12月25日	審議（第65回審査会）
平成16年1月30日	審議（第66回審査会）